

附属機関等の名称 会議概要

- 1 審議会名 令和4年度第1回安曇野市介護保険等運営協議会
- 2 日 時 令和4年5月17日(火) 午後1時から午後2時30分まで
- 3 会 場 本庁舎3階 全員協議会室
- 4 出席者 布山昌徳委員、新井清美委員、笠原健市委員、黒澤幸恵委員、池田陽子委員、中島美智子委員、黒木昌一委員、小澤悠維委員、小林真弓委員、内山理恵子委員、坂井さつき委員、中林美雪委員、長田珠美委員、内川剛委員(欠席委員:奥田佳孝委員、藤岡嘉委員)
- 5 市側出席者 鳥羽福祉部長、丸山高齢者介護課長、高橋高齢者介護課長補佐、深井高齢者介護課長補佐、高橋介護保険担当係長、塩原介護保険担当係長、熊井長寿福祉係長、高橋認定調査係長、野本介護予防担当再任用職員、前田北部地域包括支援センター職員、山岸南部地域包括支援センター職員、酒井主査(事務局担当者)
- 6 公開・非公開の別 一部非公開
- 7 傍聴者 1人
- 8 会議概要作成年月日 令和4年5月25日

協 議 事 項 等

I 会議の概要

- 1 開会(丸山課長)
- 2 あいさつ(鳥羽部長)
- 3 会長・副会長の選任
- 4 会議の非公開について
会議事項(3) 令和4年度介護サービスの基盤整備についての介護保険関連サービス候補事業者選定部会の委員指定については、事業者選考を公正・円滑にするため非公開とする。(承認)
会議事項(4) 第8期介護保険事業計画の進捗状況については、公正・円滑な意見発言のするため非公開とする(承認)
- 5 会議事項
 - (1) 地域包括支援センターの運営について
 - (2) 安曇野市生活支援体制整備事業の実施状況について
(第1回安曇野市生活支援体制整備事業第1層協議体)
 - (3) 令和4年度介護サービスの基盤整備について【一部非公開】
(第8期介護保険事業計画期間における介護サービスの基盤整備)
 - (4) 第8期介護保険事業計画の進捗状況について【非公開】
- 6 その他
- 7 閉会(笠原副会長)

II 審議概要

- 3 会長及び副会長の選任
会長:中島美智子委員、副会長:笠原健市委員が選出(承認)
- 5 会議事項
 - (1) 地域包括支援センターの運営について
質疑なし
 - (2) 安曇野市生活支援体制整備事業の実施状況について
質疑なし
 - (3) 令和4年度介護サービスの基盤整備について【一部非公開】
質疑なし
 - (4) 第8期介護保険事業計画の進捗状況について【非公開】
- 6 その他
介護保険関連サービス候補事業者の選定部会については、6月から8月を予定。
次回の会議については、夏頃を予定。

令和4年度「第1回安曇野市介護保険等運営協議会」会議次第

日時：令和4年5月17日（火）13：00～14：30

場所：安曇野市役所3階 全員協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議の非公開について

4 会長・副会長の選任

5 会議事項

- (1) 地域包括支援センターの運営について【資料1-1】【資料1-2】【当日資料2】
- (2) 安曇野市生活支援体制整備事業の実施状況について【資料2】
(第1回安曇野市生活支援体制整備事業第1層協議体)
- (3) 令和4年度介護サービスの基盤整備について【資料3】【参考資料3】
(第8期介護保険事業計画期間における介護サービスの基盤整備)
- (4) 第8期介護保険事業計画の進捗状況について

6 その他

7 閉会

【配布資料】

- | | |
|---------|--|
| 資料1-1 | 令和4年度地域包括支援センターの運営及び事業計画 |
| 資料1-2 | 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所について |
| 資料2 | 安曇野市生活支援体制整備事業の実施状況について
(第1回安曇野市生活支援体制整備事業第1層協議体) |
| 資料3 | 令和4年度介護サービスの基盤整備について
(第8期介護保険事業計画期間における介護サービスの基盤整備) |
| 資料3(別添) | 事業者の募集要項(公募) |
| 参考資料1 | 安曇野市介護保険等運営協議会委員名簿 |
| 参考資料2 | 安曇野市介護保険条例一部抜粋 |
| 参考資料3 | 安曇野市介護保険規則一部抜粋 |
| 当日資料1 | 安曇野市出席者名簿 |
| 当日資料2 | 令和4年度地域包括支援センター事業計画及び予算 |

令和4年度

**地域包括支援センターの運営及び
事業計画**

令和4年度 安曇野市地域包括支援センター設置運営方針

I 地域包括支援センターの設置方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を続けられるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないようにする予防対策、そして、個々の高齢者の状況や変化に応じて介護サービス・医療サービスを始めとする様々なサービスを継続して提供できる仕組みが必要となります。

地域包括支援センターは、地域における高齢者の心身の健康保持と生活安定のために必要な相談・援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を総合的・包括的に継続して支援します。さらに、地域の関係機関等とネットワークを構築し、地域住民の様々なニーズに応えることのできる高齢者福祉の地域拠点となることを目指します。

《地域包括支援センターにおける基本事業》

(1)介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

高齢者自身が、地域において介護予防および日常生活支援を目的として、自らの選択に基づき、自立した日常生活を送ることができるよう必要な援助を行います。

(2)総合相談支援業務

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が、身近な地域における高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービス利用や機関・制度へつなぎ、継続的に支援します。また、ネットワークを通じた地域の高齢者の実態把握に努め、要援護高齢者への早期対応を図ります。

(3)権利擁護業務

高齢者が自分らしく尊厳ある生活ができるように、高齢者虐待や消費者被害等の権利擁護に関する相談及び支援を行います。消費者被害については、訪問時に情報提供を行い被害防止の啓発活動に努めます。さらに、成年後見支援センターとの連携を密にし、成年後見制度等の活用に向けた支援を行います。

(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が介護保険を始めとする様々なサービスを適切に利用できるように、医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との連携や多職種の協働により、介護支援専門員への支援を行います。また、継続的なサービス提供の調整を行うため、情報の提供やケアマネジメント技術向上のための研修会を実施します。

II 地域包括支援センターの運営方針

1 高齢者が自分らしい生活を継続することができるように支援します。

高齢者の多くは、住み慣れた地域で生活することを望んでいます。しかし、高齢者になると疾病や心身機能の低下等により、これまでどおりの自分らしい生活を続けていくことが困難になることが多くなります。加齢に伴う日常生活上の問題には、自分で解決できることや家族や地域の力を借りて解決することのほか、専門職の知識や助言、支援が必要な場合もあります。

また新型コロナウイルス感染症の収束が見とおせない中、高齢者の外出機会が減少し、フレイル(虚弱)、ロコモティブシンドロームが懸念されます。地域包括支援センターは、地域に暮らす高齢者の総合相談窓口として、高齢者自身の意思を尊重し、自助努力を基本に住み慣れた環境下で、自分らしい生活を継続することができるように介護予防や支援を行います。

2 地域におけるネットワークを活用し、地域で暮らす高齢者の生活を支えます。

心身の機能に衰えがある高齢者にとっては、住み慣れた地域に住み続けることによって、安心して安定した生活が維持されるという面もあります。地域で暮らす高齢者の生活を支えるためには、介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスや生活支援サービス、さらに地域の支え合い活動やボランティア活動を含めた地域における様々な社会資源を結びつけることが重要です。

地域包括支援センターは、地域において、行政機関・医療機関・サービス事業者・民生児童委員・地域の関係者等とのネットワークを構築し、その調整役として、高齢者一人一人の状況に合ったサービスや地域の活動につなげられるようきめ細やかな相談・支援を実施します。

3 チームアプローチによる業務遂行を図ります。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されています。各職員が業務の理念を理解したうえで、常に相互に情報を共有し、多様化・複雑化した相談に対しても、それぞれの専門性を生かし、多様な視点から問題の解決を図ることが重要です。地域包括支援センターは、常に各種サービスの最新情報を把握すると共に、チームアプローチを円滑かつ確実に行うために、情報の共有化と相談・支援のレベルアップに努めます。

4 介護支援専門員に対する支援・指導を行います。

関係機関との連携体制の支援やネットワーク支援、実践力向上支援、個別ケースに関するサポート等後方支援を行います。

5 直営の基幹型地域包括支援センターと、委託の地域包括支援センターとの連携により効率的に業務運営を行います。

直営の基幹型地域包括支援センターが、引き続きセンター間の調整や委託の地域包括支援センターの後方支援に当たる役割を担います。また、担当区域を越えた課題や重点事業について議論すると共に、センター間の連携及び情報交換を図り、課題の解決に向けて取り組むことで、どの地域に住む高齢者にとっても、同様の支援が受けられるようにします。

6 課題解決のための連携を強化します。

地域包括支援センターの業務は多岐にわたり、市の多くの部署と連携しています。市の関係部署との日常的な連携強化のほか、支援困難ケース等について迅速に対応できるよう、事例ごとに連携を図り、問題解決に努めます。

7 公正・中立性の視点に立った業務運営を行います。

地域包括支援センターは、介護保険制度をはじめとする市町村の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」です。このため、特定の事業者等に対し、不当に偏った活動を行うといったことなく、公正で中立性の高い事業運営を行う必要があります。

8 地域包括支援センター運営協議会と協力し、協働する関係をつくります。

地域包括支援センター運営協議会と地域包括支援センターは、公正・中立という立場で、どのような目標をもって業務に取り組み成果を得たか、あるいはどのような課題が残されたかを、互いに協力し明らかにします。

9 地域包括支援センターにおいて自己評価を実施し、事業の質の向上に努めます。

地域包括支援センターが継続的に安定した事業を実施するため、地域包括支援センターは自己評価を行い、課題を整理することで業務の改善につなげます。

10 地域包括ケア推進を図るために、地域包括支援センターとして以下の役割を果たします。

- (1) 多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実と地域課題の把握及び解決のための地域ケア会議の開催。
- (2) 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、介護保険事業者との連携による在宅医療・介護連携の推進。
- (3) 市との連携による認知症地域支援推進員を中心とした認知症施策の推進。
- (4) 認知症初期集中支援チームとの連携による認知症施策の推進。
- (5) 生活支援体制整備事業との連携による地域課題の把握。

III 重点的に取り組むべき事項

1 安曇野市地域ケア会議体制における地域ケア個別会議・地域ケア連携会議の実施

平成 26 年度から、安曇野市の地域包括ケアシステムの構築を目指した、地域ケア会議の体制が整いました。

地域ケア個別会議では、個別のケースが抱える課題から、地域に共通する課題の発見・把握に努めるとともに、介護支援専門員のケアマネジメント実践力を高め、地域の関係機関相互の連携を強化します。市内の居宅介護支援事業所において会議を開催できるよう支援を行います。

地域包括支援センターと市所管課と合同で開催する地域ケア連携会議では、地域ケア個別会議における課題集約と未解決課題の検討を行い、成功事例については、関係機関へ情報発信を行います。

また、政策に反映する事項等は必要に応じて地域包括ケア推進合議体や地域包括ケア推進会議へつなげ、政策形成を目指します。

令和 4 年度においても地域ケア会議体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

2 在宅医療・介護連携の推進

安曇野市医師会在宅医療連携推進協議会との連携により、引き続き市が取り組む在宅医療・介護連携のための事業の推進を一層図ります。

3 認知症施策の推進

平成 27 年度より、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症施策の推進を行っています。

主な取り組みとしては、認知症相談への対応や支援を行い、医療・介護の関係機関との連携に努め、認知症初期集中支援チームとの連携やチーム会議への参加、認知症サポーター養成講座の講師などを務めています。令和 3 年 3 月に改訂した「認知症ガイドブック」を活用した、認知症に対する理解を深める啓発活動も行っています。

令和 4 年度は、昨年度の地域ケア連携会議における「認知症見守りネットワーク事業」の見直しを受け、事業周知のチラシと手順シートの普及に努め、地域による見守りネットワークの充実と連携強化を図ります。

4 生活支援体制整備事業との連携

平成 28 年度より、生活支援体制整備事業の核となる協議体に参加し、日常生活圏域ごとに地域のニーズや社会資源の把握に努めています。令和 4 年度も引き続き連携を図ることで、地域包括ケア推進を図ります。

5 地域密着型通所介護運営推進会議との連携

平成 28 年度より、地域密着型通所介護運営推進会議に参加し、地域と介護サービス事業者の良好な関係構築に向けた支援を継続し、地域包括ケアの推進を図ります。

令和4年度 事業計画

1 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

- ア 地域において自立した日常生活を送るための介護予防ケアマネジメントの実施
- イ 総合事業対象者が介護予防に取り組めるための情報提供と支援並びに関係機関との連携

(2) 総合相談支援業務

地域包括支援センターを拠点とした高齢者の各種相談の受付と対応

- ア 認知症相談支援の実施
- イ 適切なサービス利用へのつなぎと支援

(3) 権利擁護業務

- ア 高齢者虐待防止事業
 - ・高齢者虐待防止に関する普及啓発活動
- イ 成年後見利用支援事業
 - ・成年後見制度に関する普及啓発活動
- ウ 消費者被害防止事業
 - ・消費者被害防止の啓発と相談先の周知、担当課との連携

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 介護支援専門員への支援
 - ・安曇野市内の介護支援専門員の資質向上研修の開催と介護支援専門員間の連携強化
 - ・介護支援専門員が抱える困難事例への後方支援
- イ 広報活動の継続
 - ・広報誌やホームページの活用。出前講座等、地区活動における地域包括支援センターの周知
 - ・関係機関への情報提供

(5) 生活支援体制整備事業の推進

- ア 協議体の開催
 - ・市全域と日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターの配置
 - ・コーディネーターを中心に、地域住民や介護事業所、ボランティア等と協議体を設置し会議を開催
 - ・地域課題の把握
- イ 地域課題の解決
 - ・地域課題を共有し、住民主体の活動を支援する取り組みの推進

- ・地域資源の把握と高齢者ニーズのマッチング

2 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどのさまざまな社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行う。

(1) 地域ケア会議の開催・推進

- ア 地域の関係機関と緊密な連携を図るための地域ケア個別会議の開催
- イ 地域ケア個別会議等により把握された地域課題の集約及び課題検討の場の体制整備
- ウ 自立支援・介護予防に関する自立支援型個別ケア会議の実施
- エ 安曇野市地域包括ケア推進会議を中心とした安曇野市地域ケア会議体制により、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進

(2) 関係機関及び地域との連携活動

- ア 介護サービス事業者や医療機関、民生児童委員会等の多職種との連携
 - ・関係団体会合への参加もしくは合同会議の開催による情報交換
 - ・多職種による勉強会への協力と参加
- イ 在宅医療・介護連携の推進として、地域の在宅医療・介護連携の課題抽出や関係者の研修、市民への啓発活動等を実施
- ウ 認知症施策の推進として、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を中心とした関係機関との連携
- エ 認知症初期集中支援チームとの連携
- オ 生活支援体制整備事業の核となる協議体への参加、地域のニーズや社会資源の把握による地域包括ケアの推進
- カ 安曇野市認知症見守りネットワークの拡充

3 介護予防支援事業

(1) 要支援認定者に対する介護予防支援

- ア 介護保険サービス利用希望者に対する迅速な情報提供と必要な支援及び関係機関への連絡調整の実施
- イ 介護保険サービス未利用者に対する状況把握と必要な支援の実施

(2) 市内外の指定居宅介護支援事業所への介護予防支援の業務一部委託

- ア 介護保険サービス利用者に対し、迅速な対応を可能とするための情報提供方法の検討
- イ スムーズな連携に向けた委託業務内容及び役割分担の検討
- ウ 受託可能な指定居宅介護支援事業所の開拓及び情報収集

令和4年度

指定介護予防支援事業及び第1号

介護予防支援事業委託先事業所に

ついて

令和4年度指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所の
選定（追加）（案）について

「安曇野市介護保険条例」第14条第2号及び「安曇野市指定介護予防支援等の事業の
人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例」第14条第1号の規定に基づき、下記の指定居宅介護支
援事業所の選定について意見を求めます。

記

指定居宅介護支援事業所名	内 容
サクラケア松本店	所 在 地：松本市梓川倭 466-3
	事業所開設日：平成 30 年 8 月 10 日
	内容：利用者が左記事業所のケアマネジャーとの 契約を希望され、また、松本市での実績もあるた め新規に契約をしたい。

令和4年度指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所一覧

別紙1

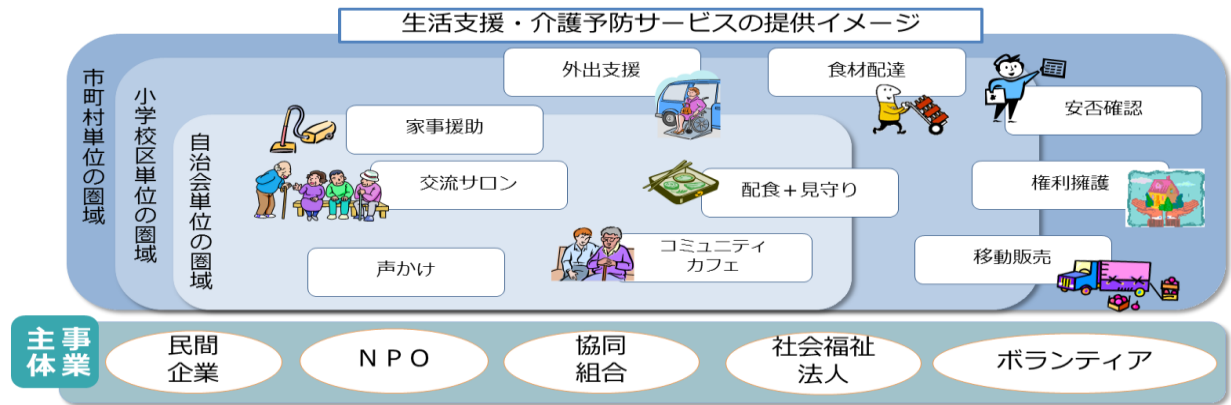
	指定居宅介護支援事業所名	〒	住 所	電話番号	開設日	ケアマネ数 (常勤換算)	令和3年度
							委託実績
1	JAあづみ指定居宅介護支援事業所	399-8201	安曇野市豊科南穂高2728-1	87-0380	H17.3.1	3.7	○
2	相澤居宅介護支援事業所あずみの	399-8303	安曇野市穂高787 中田医院様2階	31-3171	H26.4.1	5	○
3	居宅介護支援事業所アイ・ユーほたか	399-8303	安曇野市穂高4563-7	84-0202	H11.7.30	4	○
4	居宅介護支援事業所あず	399-8301	安曇野市穂高有明4227-4	87-5272	H30.5.1	2.6	○
5	居宅介護支援事業所あづみの	399-8302	安曇野市穂高北穂高1716-1	81-1222	H12.3.1	6.9	○
6	あんずの木居宅介護支援事業所	399-8102	安曇野市三郷温299	50-7781	H20.4.1	2	○
7	オフィスリビング	399-8203	安曇野市豊科田沢4642-3	88-7570	R2.4.1	2	○
8	かぐや姫居宅介護支援事業所	399-8303	安曇野市穂高6071番地15	88-2803	R3.2.16	1	○
9	居宅介護支援事業所風を詠む	399-8201	安曇野市豊科南穂高442-7	71-3277	H21.6.1	1.3	○
10	ケアサポートきずな	399-8211	安曇野市堀金烏川5119	87-8016	H25.6.1	3	○
11	居宅介護支援事業所ケアマネあずさ	390-1702	松本市梓川あずさ	390-1702	H12.4.1	3	
12	居宅介護支援事業所こうしゅう穂高	399-8303	安曇野市穂高6571 特養ライフ穂高施設内	87-7018	R3.6.16	1	○
13	居宅介護支援事業所こうしゅう松川	399-8501	北安曇郡松川村5650-54	0261-61-1828	H16.7.16	5	○
14	孝明居宅介護支援事業所	399-8302	安曇野市穂高北穂高2531-3	82-1323	H12.12.1	1	○
15	居宅介護支援事業所こだま	399-8211	安曇野市堀金烏川1079-1	88-3550	H18.8.1	3	○
16	ケアプランニングオフィスさらん	399-8205	安曇野市豊科4021-9レジデンス吉野1B	72-8806	H23.4.1	1	○
17	居宅介護支援事業所サルビア	390-1701	松本市梓川倭3234-15	88-3026	H23.6.1	3.6	○
18	サンクス居宅介護支援事業所	399-8301	安曇野市穂高有明9990-1	88-6855	H19.1.11	2.6	○
19	安曇野市社協居宅介護支援センター	399-8205	安曇野市豊科4160-1	71-5735	H19.4.1	23.75	○
20	ケアプランすみれ	399-8303	安曇野市穂高1380 ほうすあづみA棟106号	87-8128	R2.11.1	1	○
21	ケアプラン生活支援舎	399-8204	安曇野市豊科高家4172-1	71-3100	H12.6.1	2.5	○
22	居宅介護支援事業所せせらぎ	399-6461	塩尻市大字宗賀1298-92	51-6222	H22.5.1	2	○
23	セントラル・ビオス	390-0874	松本市大手2-9-23	39-5888	H18.8.1	2	
24	居宅介護支援事業所たきべ野	399-8204	安曇野市豊科高家5090番地1	71-4132	H17.5.1	1	○
25	ツクイ松本	390-0831	松本市井川城3-4-43	29-6635	R2.10.1	4.3	○
26	相談支援センター集	399-8205	安曇野市豊科2210-10	55-6829	H30.2.23	1.5	○
27	ケアプラン とまり木	399-8301	安曇野市穂高有明1836-イ	87-8443	H30.9.1	1	○
28	とよしな	399-8205	安曇野市豊科5633-1	71-4624	H12.4.1	1	○
29	ケアプランなかむら	399-8304	安曇野市穂高柏原1425-1	87-6588	H24.9.16	2	○
30	居宅介護支援事業所 和	399-8205	安曇野市豊科5179-1	72-2884	H19.6.1	2	○
31	居宅介護支援事業所 七彩	399-8301	安曇野市穂高有明7794-1	87-2995	H30.11.1	1	○
32	居宅支援センターふれあい	390-0842	松本市征矢野2-12-46	27-1184	H17.4.1	14	○
33	ほっとひだまり	399-8204	安曇野市豊科高家781-1	73-2086	H26.5.16	1.5	○
34	居宅介護支援センターまがりっと	399-8102	安曇野市三郷温2193-1	88-6990	H16.11.16	3.6	○
35	松本協立居宅介護支援センター	390-0817	松本市巾上9-26	35-6454	H11.7.30	6.6	○
36	安曇野南介護相談センター	399-8101	安曇野市三郷明盛1491	77-6776	H12.4.1	4	○
37	介護サービス百寿しが	399-7402	松本市会田4023-1	64-1131	H15.7.1	1	○
38	居宅介護支援事業所わらわ	399-8303	安曇野市穂高8307-3	87-4511	H30.3.1	1	○

安曇野市生活支援体制整備事業の実施状況について (第1回安曇野市生活支援体制整備事業第1層協議体)

市では、第8期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアのより一層の推進に向けて、生活支援体制整備事業を実施しています。安曇野市介護保険等運営協議会は、この事業の市全域の課題等を検討・協議する場として、第1層協議体に位置付けられています。介護保険等運営協議会の開催に合わせて、事業計画及び事業報告を行います。

1 生活支援体制整備事業について

生活支援体制整備事業は、「生活支援コーディネーター（以下、コーディネーター）と「協議体」の設置等を通じて、地域の支え合いによる生活支援・介護予防を広げ、地域で多様な主体によるサービス提供を推進する。



(1) 生活支援コーディネーター

地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。地域に出向き、地域の中でどんな活動や支え合いがあるのか、どんなことに困っているのかを把握し、サロン活動の活性化や新たな生活支援づくりを担う。

(2) 協議体

地域におけるコーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場。コーディネーターをバックアップするとともに、さまざまな立場の人たち（NPO法人、シルバー、地区社協、民生委員など）が一緒になって支え合いの地域づくりに向けて協議する場。

(3) 第1層、第2層の圏域の考え方

- 第1層 市全域
- 第2層 日常生活圏域（豊科地域、穂高地域、三郷地域、堀金地域、明科地域）

(4) 安曇野市におけるコーディネーター及び協議体の配置

- 第1層コーディネーターは、市職員を1名配置。(平成28年3月～)
- 第1層協議体は、安曇野市介護保険等運営協議会を充てて設置。(平成28年5月～)
- 第2層コーディネーターは、委託※により各地域に1名配置。(平成28年4月～)
- 第2層協議体は、委託※により各地域に設置。(平成28年9月～)

※(豊科地域:JAあづみくらしの助け合いネットワークあんしん、
穂高地域、三郷地域、堀金地域、明科地域:安曇野市社会福祉協議会)

2 令和2年度生活支援体制整備事業報告

(1) 第2層コーディネーターの取組

- 地域のサロン等へ出向くことや拠点で行う活動(地域学習会を含む)などを78回※1行うことにより、住民や関連団体へ生活支援や介護予防の必要性を伝えるとともに、それぞれの活動を支援し、助け合い・支え合い活動を広げた。
- 担い手の養成は、コロナ禍の中での工夫により、例年より参加者数が大幅に減少したものの、それぞれの拠点等で実施した事業で延べ437名※2が受講等し、その中で担い手支援につなげた。
- 各拠点で実施した「拠点介護予防教室」の参加者のOB会などを支援し、新たな住民主体の通いの場など新規立ち上げを含む相談支援を61カ所※3行った。

※1 あんしん18回、社協60回

※2 「あんしんセミナー」230名、「あんしんして暮らせる里づくり研修会」35名、「地域の世話焼きさんスキルアップ講座」28名、「地域の世話焼きさん講座」59名、「認知症サポーター養成講座」27名、「三郷地域福祉教室」58名

※3 あんしん1カ所、社協60カ所

(2) 第2層協議体の取組

- 概ね2ヶ月に1回程度開催※1をする中で、地域の課題やこれから必要な資源について、意見交換や学習を行うことで、団体間の情報共有・連携を深めた。また、支え合いの地域づくりに向けた学習、企画、事業を進めた。

※1 開催回数:豊科5回、穂高5回、三郷6回、堀金4回、明科4回

【協議体構成団体・活動内容】

	豊科地域	穂高地域	三郷地域	堀金地域	明科地域
構成団体	支部社協、NPO法人、民生児童委員、介護サービス事業者、老人クラブ、区長会、包括など11団体	支部社協、NPO法人、民生児童委員、介護サービス事業者、ボランティア連絡協議会、老人クラブ、シルバー人材センター、包括など14団体	支部社協、NPO法人、民生児童委員、介護サービス事業者、ボランティア連絡協議会、老人クラブ、公民館、包括など団体	支部社協、NPO法人、民生児童委員、介護サービス事業者、ボランティア連絡協議会、老人クラブ、シルバー人材センター、公民館、身体障害者協会、各地区社協、包括など22団体	支部社協、民生児童委員、介護サービス事業者、ボランティア連絡協議会、老人クラブ、シルバー人材センター、薬剤師会、包括など12団体



内容	「高齢者の移動支援」の課題に取り組む。移動支援に係るアンケートの作成、検討及び結果の検討から仕組みづくりの検討。	これまで実施してきた行政区の分析を踏まえ、支え合いの仕組みづくりを始めたという区長も参加しての意見交換等を実施。	コロナ禍でも住民がつながれる場の必要性を再認識し、市内の先進地を視察するなどして「場づくり」を検討	小地域での支え合い活動の必要性が見えてきており、先進事例を共有し。仕組みづくりに向けて学習を実施	ワークショップからあがった課題である「空き家対策」「買い物支援」「居場所づくり」などをテーマに、地域資源を生かした支援の検討
-----------	--	--	---	--	--

(3) 第1層コーディネーター・協議体の取り組み

- 市と生活支援コーディネーターとの打ち合わせ会議を月1回行い、各圏域の実施状況を確認する中で、当事業における課題の検討や進捗状況を管理した。まちづくり推進会議の提言を踏まえ、地域づくり課との連携を深めた。
- コーディネーターの具体的な活動を周知するため、広報誌「ほほえみのわ」を創刊し、各地域2回発行した。
- 生活支援サービスガイドブックの情報※1を更新し、区長、民生委員等関係者へ配布を行うとともに、金融機関、医療機関、公民館、温泉・入浴施設等への設置を依頼した。
- 第1層協議体を2回開催し、生活支援体制整備事業の取組状況の報告をした。
- コロナウイルスまん延に伴う緊急事態宣言解除後、各地域の協議体活動を推進するため、協議体委員向けの協議体研修会を開催した。
- 支え合いの地域づくりに向けて、地域づくり課、長寿社会課と共催した市民向けの「地域支え合い推進フォーラム」をオンラインで開催した。

※1 掲載件数：豊科地域 165 件、穂高地域 96 件、三郷地域 84 件、堀金地域 68 件、明科地域 87 件

【協議体研修会・地域支え合い推進フォーラムの内容】

	協議体研修会	地域支え合い推進フォーラム
日時・場所	令和2年6月25日～7月8日・各地域	令和3年3月3日～9日・オンライン開催
テーマ	事業説明・助け合い体験ゲーム（グループワーク）	世代をつなぐ地域づくりを考える -3つのSで乗り越えよう！新型コロナウイルス対策-
参加者	100名	視聴回数 325回
講師	介護保険課職員	東京都健康長寿医療センター研究所 藤原 佳典 研究部長
内容	<p>新型コロナウイルスまん延に伴う緊急事態宣言後に協議体の活動を再開するにあたり、活動を円滑に進めるため、それぞれの地域で開催した</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	<p>高齢者の皆様が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、コロナ禍においても、地域の中で支え合いによる生活支援・介護予防を広げるため、多様な主体によるサービスの提供方法を探った。</p> <p style="text-align: center;">【別添チラシ参照】</p>

3 令和3年度生活支援体制整備事業活動計画

(1) 目標

- 第8期介護保険事業計画に基づき、地域の中で支え合いや助け合いによる生活支援や介護予防の取り組みをさらに充実させるため、地域福祉担当部門やまちづくり部門との連携を深め、地域ニーズの把握をし、既存資源とのマッチングを進る。
- 関連団体との情報共有・連携強化の場となる協議体活動は、区をはじめ、多様な団体とのつながりを深め、地域の中での取り組みを着実に進める。

(2) 主な取組

- 行政区などでの懇談、学習を行うことにより、地域での支え合いや助け合いの意識を広める。
- 地域で生活支援や介護予防をしている実践者（運営者）や新たに活動を希望する者の相談・支援に応じ、地域の支え合い体制づくりを進める。
- 高齢者のみならず、地域のあらゆる世代とのつながり・協働により、地域の多様な主体による支え合い体制づくりを支援する。関連する事業として、地域見守り活動の周知などを行う。
- 生活支援コーディネーターの認知度を高めるために、地域ごとに年2回広報誌を作成する。
- 支え合いの地域づくりに向けた関連する事業は、庁内連携により、取組を進める。
- 地域ごとの協議体活動を進めつつ、さらなる活動の推進に向けて第1層・第2層協議体の「全体研修会」を開催する。
- 市民への支え合いや助け合いの意識を深めることで、新たな生活支援等の担い手の掘り起こしのために、市内の実践者を交えた「地域支え合い推進フォーラム」を開催する。

オンライン

安曇野市 地域支え合い推進フォーラム

～コロナ禍における地域づくり-新たな支え合いを考える～

参加無料
申込不要

今年度のフォーラムは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインで開催をします！

配信期間

令和3年3月3日(水) 10:00

～3月9日(火) 17:00まで

※期間中はいつでも視聴することができます。

視聴方法

安曇野市公式YouTubeチャンネル

URL: <https://www.youtube.com/user/AzuminoCity>

※配信期間中に「令和2年度安曇野市地域支え合い推進フォーラム」と検索ください。
※期間終了後、希望する方には当日の内容を録画したDVDを貸し出します。



プログラム

◆基調講演 「世代をつなぐ地域づくりを考える (講演時間75分) ～3つのSで乗り越えよう！新型コロナウイルス対策～」

講師 藤原 佳典 氏 東京都健康長寿医療センター研究所
社会参加と地域保健研究チーム 研究部長 (チームリーダー)



【プロフィール】

北海道大学医学部卒業、京都大学病院老年科等を経て京都大学大学院医学研究科修了(医学博士)。多世代共生の地域づくり・ソーシャルキャピタルの視点から高齢者の社会参加と介護予防・認知症予防について実践的研究を進めている。一例に、2004年より次世代支援・世代間交流を通してフレイル・認知症予防をめざすシニア読み聞かせボランティア「りぷりんと」プログラムを開発し、活動を推進(NPO法人りぷりんとネットワーク理事・NPO法人日本世代間交流協会副会長)。内閣府、厚労省の検討会委員他、多数の自治体の審議会座長を歴任。

◆活動報告 「コロナ禍における私たちの実践」(報告時間15分)

生活支援体制整備事業を委託している団体から報告をいただきます。

報告者 池田 陽子 氏 特定非営利活動法人JAあづみくらしの助け合いネットワークあんしん
北村 早希 氏 社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会

生活支援体制整備事業の取組はこちら



【主催】安曇野市 【共催】 社会福祉法人 特定非営利活動法人
安曇野市社会福祉協議会、JAあづみくらしの助け合いネットワークあんしん
【後援】安曇野市区長会、安曇野市老人クラブ連合会、安曇野市民生児童委員協議会

お問い合わせ

☎71-2472

安曇野市保健医療部介護保険課
E-mail: ka-kaigohoken@city.azumino.nagano.jp

令和4年度介護サービスの基盤整備について
《第8期介護保険事業計画期間における介護サービスの基盤整備》

1 進め方

安曇野市では、老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定し、中長期的に整備が必要となる介護保険サービスの基盤整備に関して、サービス種別、整備数及び整備時期について定めています。

市内において介護保険法の規定による地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業を行うためには、介護保険法および厚生労働省令の定めるところにより、地域密着型サービス事業等の事業を行う予定者（法人）の申請に基づき、サービスの種類及び事業所ごとに、安曇野市長の指定を受けることが必要となります。また、地域密着型サービス事業以外の事業を行う予定者（法人）の申請については、長野県（知事）の指定を受けることとなりますが、サービスの如何を問わず計画に定めた整備を行う場合は指定以前に候補事業者の公募、選考および決定を安曇野市が行うこととなります。

介護保険事業計画期間中における介護サービス基盤の整備を円滑に進めるため、安曇野市介護保険条例第14条に定められた「所掌事務」（安曇野市介護保険等運営協議会）に基づき、以下のとおり2つの方式により事業者の意見聴取、選定を進めるものです。

2 地域密着型サービス及びその他、施設サービス等の事業者選定及び指定について

(1) ア 事前相談による指定方式（全委員からの意見聴取）

【対象：地域密着型サービス全て（計画に定めたサービスも含）】

市では、あらかじめ指定申請に係る協議を安曇野市長と行う取扱いとします。指定申請は、事前相談の手続きを経た後に行うこととなります。

イ 事前協議～指定までの流れ（フロー）

時 期	手続き	事業所	安曇野市
指定日の概ね 2ヵ月前 ～1ヵ月前	事前相談	①【事前相談】 ・指定申請書(新規) ・添付（付表） 【事前確認および委員からの質問に対する回答】	【事前相談】 ・指定申請書受取 ・書類精査 ○介護保険等運営協議会（委員）への意見聴取および意見集約および事業所への確認
指定日の概ね 15～10日前	法に基づく指定申請(法第78条の2)		②【指定申請】 ・申請書受付 ・書類審査 ・現地調査(確認)

時 期	手続き	事業所	安曇野市
指定日の概ね 3～4日前	法に基づく指 定(法第42条の 2第1項)	④【事業開始】 ← (指定日初日)	③【指定通知】

(2) ア 公募方式 (会長より指名された委員6名による選定部会における審査)

【対象：8期計画に定めた地域密着型サービスおよび長野県指定サービス】

事業計画において定められた介護保険事業所等(施設)の整備計画※1について、より質の高いサービスの提供及び業者選定の公平性、透明性の観点から公募により「候補事業者」を選定。(※1 計画書P88・概要版P6参照)

イ 公募予定時期 (市ホームページ情報/R4.4.7から掲載)

○地域密着型サービス

No. サービス名		整備 地域	公募年度および床数			公募予定時期 (開設時期)
			3年度	4年度	5年度	
1 認知症対応型共同生活介護	新設	市内	0	18	0	4年4月～5月 (令和6年4月)

(公募担当課：高齢者介護課)

○その他のサービス (広域型)

No. サービス名		整備 地域	公募年度および床数			公募予定時期 (開設時期)
			3年度	4年度	5年度	
2 介護老人福祉施設	転換	市内	14	0	0	3年5月～6月 (令和4年4月)
3 介護専用型以外の 特定施設入居者生活介護 【混合型】	※ 新設		0	0	40	5年4月～5月 (令和6年4月) ※既存施設の転換

(公募担当課：高齢者介護課)

ウ 事業者の公募条件等について

8期介護保険事業計画における事業者の公募条件(応募資格、応募・選考の流れ等)は、サービス種別を問わず同一条件とします。ただし、募集要項(公募)の周知期間および募集期間等をはじめ、サービス種別毎に要件が異なる内容は除きます。

エ 候補事業者の選定及び指定について

選定された「候補事業者」について、以下の2つの区分に分かれ指定となります。

◇地域密着型サービス（安曇野市指定）

市の計画に基づき「地域密着型サービス指定候補事業者」として選定された後、候補事業者が事業開始の準備（整備）が整った時点（開設時期の概ね2カ月前～1カ月前）で、指定申請書（事前相談）を市に提出、介護保険等運営協議会（委員）からの意見聴取等を行い、指定基準に適合する事が確認されれば指定を行う。

◇その他のサービス（広域型）（長野県指定）

介護保険法70条第6項、86条第3項、94条第6項による市の計画に基づき、「その他、施設サービス等の候補事業者」として選定された後、県に事業指定申請の手続きを行う。

オ 選考、選定方法について

安曇野市介護保険規則（平成17年10月1日規則第95号）第34条※に規定する「介護保険関連サービス候補事業者選定部会」が実施します。

◇一次審査（書類審査による評価）

◇二次審査（プレゼンテーション）

※安曇野市介護保険規則（抜粋）【参考資料3参照】

3 介護保険関連サービス候補事業者選定部会（委員6名）の指名について

前述のとおり、本年度は6月～8月頃を目途に選定部会が実施する公募事業者の選考および選定を予定していることから、以下の指針に基づき介護保険等運営協議会において、会長より指名し委員をお願いするものです。

ア 安曇野市介護保険規則第36条第2項に規定する介護保険関連サービス候補事業者選定部会の安曇野市介護保険等運営協議会会長が指名する委員の選考の指針

下記の中より6名を指名する。

- (1) 公募により選考された市民 【1名】（実際にサービスを受ける者の代表者）
- (2) 学識経験を有する者 【1名】（安曇野市の地域福祉に精通している者）
- (3) 保健・医療又は福祉関係者 【2名】
（高齢者の保健・医療又は福祉に精通している者および社会福祉に学識経験を有する者）
- (4) 介護保険サービス提供事業者の代表者 【2名】（介護サービス事業提供者）

4 令和4年度事業者の募集について

ア 認知症対応型共同生活介護施設（新設）

募集～指定候補事業者選考までの流れ【資料3（別添）：募集要項参照】

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

事業者の募集要項

（公 募）

令和4年4月

安 曇 野 市

福祉部高齢者介護課

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

事業者の募集要項（公募）

1 募集の趣旨

安曇野市では、老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定し、介護保険サービスの基盤整備に関する目標値を掲げております。本要項は、整備目標のある介護保険サービスについて、事業者の選定に公正かつ公平を確保し、また質の高い整備を目的として第8期介護保険事業計画に沿い、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」を整備運営する事業者の募集を行います。

2 募集内容

募集内容	募集数	募集地域	応募資格者	特記事項
認知症対応型 共同生活介護 （グループホーム） 定員：18人（2ユニット）	1	安曇野市 全 域	・ 社会福祉法人 ・ 医療法人 ・ その他の法人（応募書類の受付締切日において介護保険サービス事業者の指定を受けてから3年以上実績のある法人）	当該施設の事業開始は、 <u>令和6年4月1日とします。</u>

3 応募資格

応募書類の受付締切日において、次のいずれにも該当すること。

- (1) 次のいずれかにあてはまる法人（社会福祉法人を含む）であること。ただし、2 募集内容の応募資格者を満たすこと。
 - ① 安曇野市内で、過去1年以上にわたり継続して福祉・保健・医療の事業を行っていること。
 - ② 長野県内で、今回の応募を予定している事業の運営実績が3年以上あること。
- (2) 介護保険施設等（後記枠内）の経営に知識を有し、高齢者医療、看護、介護に関する事業の知識を有している。
- (3) 過去5年の間に役員の中に破産手続開始決定を受けて復権を得ないもの、又は禁固以上の刑に処された者がいないこと。
- (4) 直近1年間の所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納がないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしている法人でないこと。
- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者が取るべき措置について命令を受けている場合、所管庁への当該命令に対する改善報告が完了していること。
- (7) 介護保険法の指定の効力の一部もしくは全部停止の処分を受けた場合、その処分期間を経過し、終了していること。
- (8) 過去5年の間に、安曇野市内外を問わず介護保険施設等（後記枠内）の整備について重大な法令等の違反がないこと、介護保険施設等の整備事業者の選考取消等を受けたことがないこと、又は法人の運営において重大な法令等の違反がないこと。

- (9) 過去2年の間に、安曇野市において介護保険施設等の整備事業者に応募し、候補事業者の決定を受けたのちに辞退をしたことがないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び代表者がその構成員でないこと又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (11) 応募者と事業者は、同一であることとし、合同企業体の形態をとるものではないこと。
- (12) 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しないと認められること。

介護保険施設等；介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護型ケアハウス、介護付有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、介護療養型医療施設、介護医療院

4 応募・選考の流れ

(1) 募集要項（公募）の周知

令和4年4月7日(木)から

(2) 募集（受付）期間等

令和4年4月25日(月)から5月20日(金)まで

受付時間は、期間中の午前9時～正午、午後1時～午後5時まで（閉庁日除く）とします。

提出日・時間を必ず電話予約（電話0263-71-2472（直通））のうえ、事業内容が説明できる方が持参してください。

提出先 安曇野市 福祉部 高齢者介護課介護保険担当（安曇野市豊科6000番地）

安曇野市役所 本庁舎 1階12番窓口

提出期間を過ぎた場合は、受付できませんのでご注意ください。また、特別な事情がある場合（例：書類の取得に時間を要する場合等）を除き、提出期間内であっても提出書類に不足がある場合は、受付ができません。

なお、選考基準及び評価に関するご質問にはお答えできません。

(3) 候補事業者の選考会

①選考の流れ

指定候補事業者選考 令和4年6月～8月（予定）

候補事業者の選考は、市高齢者介護課が現地調査及び応募書類について要件を確認し、その後、一次審査（応募書類）及び二次審査（プレゼンテーション）を経て、令和4年8月頃を目途に選考結果を通知する予定です。ただし、あくまでも予定であり、時期が早まる又は遅れる場合がありますので予めご了承ください。なお、当該選考結果については仮決定となります。

②選考方法の詳細

候補事業者の審査・選考は、安曇野市介護保険規則（平成17年安曇野市規則第95号）第34条に規定する「介護保険関連サービス候補事業者選定部会」が実施します。

(ア) 一次審査（書類審査、非公開）

- ・一次審査は、応募書類により審査を行います。
- ・原則として、審査得点の合計の上位3者を二次審査の候補者として選考します。なお、応募が3者以内の場合でも一次審査を行い、審査得点を審査員に公表します。
- ・一次審査の結果、書類選考外になった事業者及び二次審査の候補者となった事業者に対し結果

通知を発送するとともに、二次審査の候補者については、二次審査の実施日、実施予定時刻、二次審査の方法等について併記し通知します。

(イ) 二次審査（プレゼンテーション、非公開）

・二次審査の出席者は事業を運営する同一法人の者3人までを出席可とします。

（申請者の法人以外の出席は認めません。）

・プレゼンテーションの時間は自己PR15分（以内）、質疑10分（以内）とします。

・プレゼンテーションは、提案書の内容に基づいて行い、提案書と異なる内容の説明や追加資料の配布は認めません。

・「3 応募資格」に欠格した場合、指定候補事業者に選定されても選定を取消すこととします。

・社会通念上、事業を行うのに支障があると認められた場合は、不選定とする場合があります。

・審査は各委員が評価シートに採点を行い、その合計点で順位付けを行います。ただし、選定委員の平均点が、配点の50%未満である場合は、応募事業者が1事業者であっても不選定とし、再公募となります。

・プレゼンテーションの方法は問いませんが、必要な物品は提案者が準備してください。（電源、机、椅子のみ使用可能）なお入室してから、30分（以内）で審査終了とします。

・採点の結果、1位、2位において同点が出た場合においては、再度2者について選考委員による採点を行い、順位付けをします。

・選考結果は文書で通知します。

(4) 仮決定後は、選考された法人名、本店住所等を市ホームページに公表します。

(5) 仮決定後、令和5年度安曇野市予算の成立を受けて指定候補事業者となります。

(6) 指定候補事業者は、令和5年度中に施設整備を終了し令和6年4月に必ず事業を開始してください。

(7) 施設開設日の概ね1か月半前～2か月を目途に、市高齢者介護課に指定申請を行う必要があります。申請にあたっては必ず事前に相談をしてください。申請の際に、指定基準を満たしていない場合は、当該選考結果にかかわらず事業所として指定が行えませんのでご注意ください。

※ 選考の結果「該当なし」とする場合があります。また、選考期間中に「3 応募資格」の各要件を満たさなくなった場合は選考の対象となりません。

※ 選考理由・結果に対する問い合わせ、異議等については応じません。

※ 選考にあたり、主な選考評価項目は「10 施設の詳細要件及び評価の基準」のとおりです。

※ 法令等に違反する事項が含まれる計画であること、虚偽の内容である計画であることが判明すれば、当該事業者を失格とする場合があります。

5 整備予定地について

(1) 応募の段階では、整備予定地について購入等により、あらかじめ確保しておく必要はありませんが、用地確保が確実に見込めることが必要です。二次審査の候補となった応募事業者は、整備予定地が確保されているか、土地売買（土地賃貸）にかかる誓約書（様式20）の提出で確認します。

(2) 整備用地を借地又は地上権の設定により確保する場合は、借地権又は地上権を設定することが必要です。二次審査の候補となった応募事業者は、整備予定地が確保されているか、土地売買（土地賃貸）にかかる誓約書（様式20）の提出で確認します。

- (3) 整備用地は、確実に施設整備が可能であることが必要です。土地利用や建築行為に規制がかかる地区における計画については、事前に市建築住宅課と調整を行ったうえで応募してください。なお、協議の内容については、議事録（様式4）の提出が必要です。
- (4) 整備用地は、土砂災害特別警戒区域の指定区域に該当しないこと。また、土砂災害警戒区域・浸水想定区域の指定区域に該当する場合は、防災上の有効な対策を示せること。

6 地域住民、関係機関等への情報提供について

- (1) 二次審査の候補となった応募事業者は、二次審査を受ける前に、整備を行おうとする地域の住民等へ、応募計画について情報提供をしてください。
- ① 情報提供すべき対象・範囲については、地域の状況を考慮し応募事業者において検討してください。
- ② 情報提供した範囲、方法、使用した資料、地域からの意見については議事録（様式4）に記録し提出してください。
- ※ 「情報提供」とは、計画案について応募前に伝達することであり、合意を得ることまで求めるものではありません。ただし、地域の意見については十分にくみ取ったうえで、応募意志を決定し、計画案を練るよう努めてください。
- ※ 指定候補事業者となった後は、事業者の責任において、地域の住民等へ計画案について十分に説明する機会を設けてください。
- ※ 地域の住民等への情報提供・打合せ記録（議事録・様式4）の提出がない場合、評価が低くなる、若しくは評価できないことがあります。
- (2) 応募事業者は、整備等を行おうとする地域の協力（予定）医療機関、協力（予定）歯科医療機関と、運営協力について協議を行うよう努め、協議を行った際には議事録（様式4）に記録し提出してください。

7 財源の確保等について

- (1) 施設整備等の事業計画に関して必要な財源を確保してください。
- ① 施設整備に係る自己資金は、施設整備費から施設整備補助金を差し引いた額の2割以上を有することが必要です。
- ② 開設当初の運営資金に係る自己資金は、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有することが必要です。
- ※ 自己資金には、借入金によって調達される資金は含みません。
- ※ 施設整備費：設計監理費、建設費及び初度設備費
- (2) 施設の安定した運営が見込まれることが必要です。施設の収支見込、建設時借入金の償還財源などを適切に見込んでください。なお、消費税率は10%として計画してください。
- (3) 施設整備補助金については、市の介護保険事業計画に基づく整備について長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金を原資に市が施設整備費補助として実施することを検討しています。

今後、応募された皆様の補助意向等を踏まえ、県との調整の上、令和5年度予算要求等を実施していく予定ですが、予算や県の動向によるため確約するものではないことにご留意ください。

なお、補助額等については、令和4年度の県の補助要綱を参考にご検討ください。

また、長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金は、市の介護保険事業計画に基づく整備について活用できる補助金です。

- (4) 補助金の有無にかかわらず施設整備を行う意向である場合は「事業意思確認書」（様式23）を提出してください。
- (5) 入所者が負担する居住費等の考え方について、利用料金表（様式9）に算定の根拠を添付し示してください。なお、居住費等は市内の近傍同種施設と比較し、適正な設定とするなど、入所者の負担に配慮し設定してください。

8 応募書類について

本公募への申し込みを希望する事業者は、下記書類を提出してください。

- (1) 申請書類一式の正本1部、正本の写し7部の計8部提出
- ※ 様式は市のホームページよりダウンロードしてください。
- ※ 二次審査を受ける事が決定した事業者は、様式4（地域への情報提供）、様式20～22を二次審査を受ける前に作成して提出してください。
- (2) 提出書類は図面等を除き、原則A4版で作成し、全体をバインダー等で綴じてください。
 - (3) ホッチキスは使用せず、インデックス等で仕切りを挿入してください。
 - (4) 添付書類を写しで提出する場合は、全て代表名により原本証明をしてください。
- ※ 添付書類の「資料作成上の注意」をご参照ください。
- ※ 令和4年5月20日（金）午後5時以降は、本市が必要に応じて提出を求める書類以外の書類の提出は認めません。ただし、提出期限日以降に各種法令及び条例等の改正などによって事業計画を変更する必要がある場合は、速やかに高齢者介護課へお知らせください。
- ※ 応募書類に不備等があった場合、関連する項目について評価が低くなる、若しくは評価ができないことがあります。
- ※ 提出された資料は返却しません。また、資料等の作成に伴う費用、応募に関する費用は全額事業者負担になります。
- ※ 提出された資料は、仮決定を受けた時点で情報公開の対象になることがあります。

9 その他留意事項

- (1) 「老人福祉法」、「介護保険法」、「社会福祉法」、「都市計画法」、「建築基準法」、「消防法」、「土壌汚染対策法」等の関係法令、人員、設備及び運営等に関する基準等（※）を遵守した計画としてください。
- ※ 人員、設備及び運営等に関する基準等については、国の定める厚生労働省令のほか、安曇野市の条例があります。市のホームページで確認いただけます。
- (2) 「安曇野市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」や「安曇野市地域福祉計画」等の関連する市の計画についても配慮し、その趣旨について事業計画に反映してください。
 - (3) 事業者選定の働きかけを行うなどの目的のために、応募事業者またはその関係者が直接または間接的に市職員・選定部会の委員等に接触を行った場合には、応募無効となる場合があります。
 - (4) 整備事業の実施にあたり法令等に違反した場合、本市の指示・指導に従わない場合には、仮決定および指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。
 - (5) 仮決定後、申込書類の内容に虚偽があったことが判明した場合、又は本市に書面の提出を行うこ

となく併設事業の変更・廃止を行った場合は、仮決定および指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。

- (6) 応募にあたっては、十分に計画の精査を行ったうえで、実現可能なものとしてください。原則として、仮決定後の計画変更、特に利用者負担にかかる変更は認めません。
- (7) 正当な理由により、仮決定後に計画を変更する必要がある場合には、事前に本市に書面にて変更内容や理由を提出のうえ、本市の判断・指示に従ってください。書面の提出を行うことなく計画を変更した場合は、仮決定及び指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。
- (8) 令和5年度中に工事着工および整備ができない場合は、指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。
- (9) 応募にあたっては計画について十分精査を行い、法人内ならびに地主等関係者間等で計画遂行に向けた意思統一を図る等、確実に計画を実現できる見込みを持って応募することとし、仮決定後に辞退することがないようにしてください。万が一、仮決定後に辞退をした場合、2年間応募資格を停止といたしますのでご注意ください。
- (10) 指定候補事業者に決定した後は、事業の進捗状況について書面により月次報告してください。
- (11) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は地域密着型サービスのため、原則として、入所者は安曇野市の被保険者に限定されます。また、利用者の家族や地域住民の代表者等で構成する「運営推進会議」を事業者が設置し、概ね2か月に1回以上開催することが「安曇野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」で義務付けられています。よって、介護事業者としての指定申請時に、地域住民の代表者（1名以上）を含む当該会議の確実な設置が見込まれることが必要です。

10 施設の詳細要件及び評価の基準

施設整備にあたっては、消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）等のほか、国、長野県、安曇野市の関係法令を遵守し、より水準の高い施設の整備に努めること。

また、施設運営にあたっては、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律133号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）等の関係法令のほか、サービスの定められた人員、設備及び運営の基準を満たし介護保険上の指定事業者として適切な事業を実施すること。

(1) 認知症対応型共同生活介護

①募集数

定員18人/2ユニット（1ユニット9人）

②立地

生活環境としてふさわしく、利用者の日々の生活のリズムに合わせた環境を提供できる立地であること。また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること。

③認知症高齢者グループホームについての詳細要件（設備等の要件）については、以下のとおりとする。

項目		説明等
設置が必要な設備		① 居室 ② 居間・食堂 ③ 浴室・洗面設備 ④ 台所 ⑤ 便所 ⑥ 事務室 ⑦ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ⑧ ボランティアの受入れ、地域との交流、家族会等の実施が可能な部屋 ⑨ その他日常生活上必要な設備 ※事務室・地域交流等スペースを除き、 ユニット毎の専用設備 とすること
設備基準	居室	基準で定められている内容 ・地階に設けないこと ・原則として個室とすること ・1人あたりの床面積 $\geq 7.43\text{ m}^2$ （収納設備等を除く内法） ・居室内に収納設備を設けること 配慮が望ましい内容 ・採光・換気が十分にできること ・洗面・トイレが設置されていること ・複数のコンセントが必要
	居間及び食堂	基準で定められている内容 ・落ち着きゆとりを感じさせる空間（広さ）を確保すること 配慮が望ましい内容 ・1人あたり 3 m^2 以上のスペースを確保すること ・採光・換気が十分できること ・居間及び食堂を別に確保すること
	浴室 洗面設備	基準で定められている内容 ・1人用の個別浴槽とし、利用者とその介助者の利用に適した広さとする事 ・ユニット毎もしくは隣接するユニット毎に浴室を設置すること ・脱衣室・浴室に手すりを設置すること
	便所	基準で定められている内容 ・手すりを設置し、段差を解消すること。 ・トイレのうち1つ以上は車椅子対応型とすること 配慮が望ましい内容 ・居室毎に設けるか、又は共同生活室毎に適当数設けること ・各居室に設けない場合は、1つのユニットに3つ以上のトイレを複数箇所に分散して設けること。ただし、ユニットの定員が6人以下の場合は、2つ以上のトイレを複数箇所に分散して設けること ・各居室から等距離となるよう設けること
	台所	配慮が望ましい内容 ・入居者と職員が共同で調理等を行うことができるレイアウト・設備とすること
	事務室	基準で定められている内容 ・それぞれのユニットに対し、緊急時に速やかに対処できる距離、位置関係にあること
	防災・防犯	配慮が望ましい内容 ・災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が稼働できるようにするなどの対策を講じること ・非常災害時における備蓄資材の保管場所を設けるほか、要援護者の受入れに対する配慮をすること ・入退管理に配慮された事務室配置とすること ・防犯対策設備（防犯カメラ・フェンス・電子錠等）を設置すること
その他		基準で定められている内容 ・一般の住居に近い仕様となるよう、照明設備、内装の色彩や素材など、高齢者の精神的なゆとりと安らぎへのきめ細やかな配慮を行うこと ・スプリンクラー設備を設置すること。なお、スプリンクラーの設備内容については、管轄の消防署と協議すること ・適温確保のための空調設備を設置すること 配慮が望ましい内容 ・将来の重度化に対応できる構造・設備であること ・2階以上の場合、エレベーター（簡易式でも可）を設置すること ・転倒時に安全な床材を使用すること

(2) 認知症対応型共同生活介護評価の基準

評価項目		評価の着眼点	配点
I	運営計画	1. 運営理念 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業についての趣意・方針が明確であり具体的である。 ● 予定地選定の理由が明確であり合理的である。 ● 利用者の生活支援について創意工夫・具体的方策があり妥当である。 ● 施設運営課題解決について創意工夫・具体的方策があり妥当である。 ● 地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。 ● 地域の拠点としての責務を担う構想があり、適切である。 ● 感染症防止のための対策が具体的であり適切である。 	26
		2. 人員体制 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業開設前後に必要な研修の(虐待の防止に係る研修を含む)内容・時期が 具体的に計画されている。 ● 個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。 ● 業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っている。 ● 介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で50%以上であり、確保の見込みが適切である。 ● 看護・介護職員のうち常勤職員の占める割合が常勤換算で75%以上であり、配置計画が適切である。 ● 利用者受け入れ計画が適切である。 	
		3. 医療機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ● 協力医療機関について計画地の行政区の医師会や協力医療機関となる医療機関と、適切に協議を行っている。 ● 協力歯科医療機関について計画地の行政区の歯科医師会や協力歯科医療機関となる歯科医療機関と、適切に協議を行っている。 	
		4. 運営推進会議について <ul style="list-style-type: none"> ● 運営推進会議に多様な参加者を想定している。 ● 地域へ開かれた活動が具体的に計画されている。 	
II	運営実績	1. 法人の運営実績 <ul style="list-style-type: none"> ● 設置主体である法人の所在地が安曇野市もしくは松本広域圏内にある。 ● 同種の事業所を運営する実績がある。 	20
		2. 管理者の事業経験 <ul style="list-style-type: none"> ● 管理者予定者に同種事業での勤務経験がある。 ● 管理者予定者に介護保険施設等の施設長・管理者の経験がある。 ● 管理者予定者が管理者の資格要件を満たしている。 	
		3. 介護支援専門員の事業経験 <ul style="list-style-type: none"> ● 介護支援専門員である計画作成担当予定者に同種事業での勤務経験がある。 ● 介護支援専門員である計画作成担当予定者に介護保険施設等の計画作成担当業務経験がある。 ● 介護支援専門員である計画作成担当予定者が資格要件を満たしている。 	
III	施設立地	1. 地域との関係 <ul style="list-style-type: none"> ● 近隣住民、自治会長等へ適切に情報提供を行っている。 	16
		2. 計画地 <ul style="list-style-type: none"> ● 計画地において高い整備効果を見込める。 	

		3. 土地・建物所有形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地・建物について確実に使用できる見込みがあり、書面により確認できる。 	
評価項目		評価の着眼点		配点
IV	資金計画	1. 資金計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の財務状況が適切である。 ● 収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。 ● 施設整備に係る自己資金について、施設整備費の2割以上を有している。 ● 開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。 	17
		2. 利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> ● 家賃、食費、水光熱費等の合計が市内の既存施設利用料の中央値と比較して同程度以下である。 	
V	施設計画	1. 建築計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。 ● ユニットの形状・広さ・配置が適切であり、利用者の居住環境に配慮されている。 ● 地域交流スペースを適切に確保している。利用者が利用できる屋外空間を適切に確保している。 ● 居室の間口にゆとりがあり、居室の形状が良い。 ● 汚物処理の動線、食事に関する動線が区分されている。また、施設全体として動線が機能的である。 ● 介護に配慮した浴室、浴槽等を適切に配置している。 ● 施設行事の備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。 ● 介護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。 ● 駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。 ● 「認知症高齢者グループホームについての詳細要件」の「配慮が望ましい内容」について配慮がある。 	21
		2. 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。 ● 緊急時の2方向避難をはじめ、災害時の要援護者対応について配慮されている。 	
		3. 設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 設備基準を満たしている。 	
				100

※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。

※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。

11 問合せ先

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地（安曇野市役所本庁舎 1 階 12 番窓口）
 安曇野市役所 福祉部 高齢者介護課介護保険担当
 電話 0 2 6 3 - 7 1 - 2 4 7 2（直通）

参考資料 1

安曇野市介護保険等運営協議会
令和4年5月17日開催

安曇野市介護保険等運営協議会 委員名簿

団体等の名称	職名	氏名
一般公募		フヤマ マサリ 布山 昌徳
一般公募		オクダ ヨシタカ 奥田 佳孝
一般公募		アライ キヨミ 新井 清美
安曇野市シニアクラブ連合会	会長	フジオカ ヨシタカ 藤岡 嘉
安曇野市民生児童委員協議会	穂高地区民生児童委員協議会会長	カサハラ ケンイチ 笠原 健市
リーガルサポートながの		クロサワ ユキエ 黒澤 幸恵
特定非営利活動法人 J A あづみくらしの助け合いネットワークあんしん	代表理事理事長	イケダ ヨウコ 池田 陽子
安曇野市医師会	副会長	ナカジマ ミチコ 中島 美智子
安曇野市歯科医師会	地域医療連携部理事	ウチカワ ツヨシ 内川 剛
安曇野市社会福祉協議会	介護事業課長	クロキ ショウイチ 黒木 昌一
NPO 法人アルウィズ	事務局長	オザワ ユウイ 小澤 悠維
安曇野市介護保険事業所連絡協議会	訪問介護部会	コバヤシ ムコミ 小林 真弓
安曇野市介護保険事業所連絡協議会	通所部会	ウチヤマ リエコ 内山 理恵子
安曇野市介護保険事業所連絡協議会	居宅介護支援部会	サカイ さつき 坂井 さつき
安曇野市介護保険事業所連絡協議会	グループホーム部会	ナカバヤシ ミユキ 中林 美雪
安曇野市介護保険事業所連絡協議会	施設サービス部会	ナガタ タマミ 長田 珠美

(任期: 令和6年3月31日まで)

○ 安曇野市介護保険条例 一部抜粋

平成17年10月1日条例第138号

(安曇野市介護保険等運営協議会の設置)

第13条の2 地方自治法第138条の4第3項の規定により、市の介護保険事業の適切な運営を図るため、安曇野市介護保険等運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第14条 協議会は、次に掲げる事項を協議又は審査する。

- (1) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスに関する事項
- (2) 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項
- (3) 法第117条第1項に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する老人福祉計画の策定並びに進捗状況に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、介護保険推進事業に関する事項

(組織)

第15条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数の範囲内で、市長が委嘱する。

- (1) 公募により選考された被保険者 3人
- (2) 学識経験を有する者 3人
- (3) 保健、医療又は福祉関係者 5人
- (4) 介護保険サービス提供事業者 5人

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第16条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(除斥)

第18条 協議会の委員は、当該議事に係る事業者と利害関係を有すると認められるときは、その議事に参与することができないものとする。

2 協議会の会長及び副会長が前項の規定により議事に参与することができないときは、当該議事に係る会長の職務は、あらかじめ会長が指名した委員が行うものとする。

(部会)

第19条 協議会に部会を設置することができる。

(守秘義務)

第20条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第21条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第15条第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

5 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第15条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

5 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第15条第3項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

参考資料 3
安曇野市介護保険等運営協議会 令和4年5月17日開催

○ 安曇野市介護保険規則 一部抜粋

平成17年10月1日規則第95号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令及び安曇野市介護保険条例（平成17年安曇野市条例第138号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、市が行う介護保険に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第34条 条例第19条の規定に基づき、安曇野市介護保険等運営協議会（以下「協議会」という。）に介護保険関連サービス候補事業者選定部会（以下「部会」という。）を設置する。

(任務)

第35条 部会は、応募事業者の提案について、市長が別に定める審査基準に基づき、審査選定を行い、候補事業者を市長へ報告するものとする。

(組織)

第36条 部会は、委員6人をもって組織する。

2 部会の委員は、協議会の委員のうちから協議会の会長が指名する。

3 部会の委員が、当該議事に係る事業者と利害関係を有すると認められる場合は、当該議事に限り、当該委員を部会の委員より除き、代理委員を協議会の委員のうちから協議会の会長が指名するものとする。

(任期)

第37条 部会の委員としての任期は、第35条に規定する報告の日までとする。

(部会長及び副部会長)

第38条 部会に部会長及び副部会長を各1人置き、部会の委員の互選により定める。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第39条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

当日資料 1
安曇野市介護保険等運営協議会 令和4年5月17日開催

安曇野市 出席者名簿

所 属	職名	氏 名
福祉部	部長	トバノボル 鳥羽 登
福祉部高齢者介護課	課長	マルヤマ トモコ 丸山 知子
福祉部高齢者介護課介護予防担当	課長補佐	タカハシ ナツコ 高橋 奈津子
福祉部高齢者介護課介護予防担当	課長補佐	フカイ ケイコ 深井 恵子
福祉部高齢者介護課介護保険担当	係長	タカハシ メグミ 高橋 恵
福祉部高齢者介護課介護保険担当	係長	シオハラ カナエ 塩原 香苗
福祉部高齢者介護課長寿福祉係	係長	クマイ カツシ 熊井 勝志
福祉部高齢者介護課認定調査係	係長	タカハシ トモカズ 高橋 智一
福祉部高齢者介護課介護予防担当	再任用	ノモト タケヒロ 野本 岳洋
福祉部高齢者介護課介護保険担当	主査	サカイ サチコ 酒井 幸子

地域包括支援センター 出席者名簿

所 属	職名	氏 名
北部地域包括支援センター	管理者	マエダ トヨヒロ 前田 豊博
南部地域包括支援センター	管理者	ヤマギシ カナエ 山岸 佳苗

令和4年度 安曇野市中央地域包括支援センター事業計画書

【令和4年度目標】

「地域包括ケアシステム」の構築に向け、自立支援・介護予防に関する「自立支援型個別ケア会議」及び「地域ケア個別会議」の実施、「認知症施策」の推進、「生活支援体制整備事業との連携」を図ります。また基幹型のセンターとして、「在宅医療・介護連携」の推進、「地域ケア連携会議」を開催します。包括センター間の連絡調整、関係機関とのネットワーク構築等、高齢者が地域において自立した日常生活を送れるよう取り組みを行います。

1 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

- ア 介護予防事業参加者が継続的に介護予防に取り組めるための情報提供を行います。
- イ 介護予防・日常生活支援総合事業の適切な利用に向けた情報提供と関係機関との連携を行います。

(2) 総合相談支援業務

- ア 認知症施策推進のための認知症の相談支援をはじめ、高齢者の各種相談に応じ、相談者に対する適切なサービス利用や関係機関へのつなぎと支援を行います。

(3) 権利擁護業務

- ア 高齢者虐待防止事業や成年後見利用支援事業、消費者被害防止事業に関する普及啓発活動ならびに相談窓口の周知を行います。
- イ 権利擁護に関する理解を深めるための研修会を開催します。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 介護支援専門員への支援
 - ・安曇野市内の主任介護支援専門員を含む介護支援専門員の資質向上研修の開催と介護支援専門員の連携を図ります。
 - ・介護支援専門員への後方支援を行います。
- イ 広報活動の継続
 - ・広報誌やホームページの活用、出前講座等、地区活動における地域包括支援センターの周知を行います。

(5) 生活支援体制整備事業の推進

- ア 協議体の設置
 - ・市全域と5つの日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置します。
 - ・生活支援コーディネーターを中心に、地域住民や介護事業所、ボランティア等と協議体を設置し、地域のニーズや課題についての把握、情報の見える化を推進します。

イ 地域課題の解決

- ・地域課題を共有し、住民主体の活動を支援する取り組みを推進します。
- ・地域資源の把握と高齢者ニーズのマッチングを支援します。

2 重点的に取り組むべき事項

(1) 認知症施策の推進

- ア 認知症施策の推進として、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を中心とした関係機関との連携強化に努めます。
- イ 認知症見守りネットワーク事業の周知と地域住民の理解を促し、地域による見守りネットワークの充実と利用促進を図ります。
- ウ 認知症初期集中支援チーム会議への参加や連携を強化し、認知症への早期対応・支援の推進を図ります。
- エ 認知症の本人・家族の支援ニーズと認知症サポーター等を中心とした支援者をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の体制づくりに向け、関係機関への協力・連携に努めます。

(2) 地域ケア会議の開催・推進

- ア 地域の課題集約に有効な地域ケア個別会議を、介護支援専門員と協働し地域で実施します。また、多くの地域で取り組めるよう未実施の介護支援専門員への働きかけや支援を行います。
- イ 新たに自立支援・介護予防の観点を踏まえて自立支援型個別ケア会議を開催します。専門職が関与することで、高齢者の生活行為の課題の解決等、状態の改善に導き、「高齢者の自己実現」を支援するとともに、地域資源の改善及び開発を行います。
- イ 地域ケア連携会議では、地域ケア個別会議等により確認された多くの課題の集約を行い、共通の地域の課題として取り組むべき内容について検討を行います。また、全市的に必要と考えられる取り組みについては、市へ提言を行います。

(3) 関係機関及び地域との連携活動

- ア 介護サービス事業者や医療機関、民生児童委員会等の多職種との連携を推進します。
- イ 在宅医療・介護連携の推進として、地域の在宅医療・介護連携機関や関係者の研修、市民への啓発活動等を実施します。

3 地域の実情に応じた取り組み

(1) 現状と課題への取り組み

管轄地域である豊科地域は昭和 50 年代に開発された複数の造成地において、地域全体が一斉に高齢化を迎えています。明科地域は全体的に高齢化率が高く、独居の高齢者が増加しています。高齢者が高齢者を支えている現状があります。

移動手段が少ない地域や移動の支援がない高齢者も多く、通院や買い物に苦労している場合も多くあります。利用したいサービスが地域には存在せず、遠方の事業所の利用を検討する場合や、サービスの利用に悩む事例もあります。

地域包括支援センターでは、昨年度試行的に実施した明科地域への出張相談窓口について今年度も開設し、直接高齢者やその家族等の声を聴き、地域の課題やニーズの把握に努め、豊科地域、明科地域において、民生委員等、関係機関と連携した見守り活動の推進、サービス事業者との連携による適切なサービス提供等の実施に向けた支援を行います。

4 その他全体的な取り組み

(1) 基幹型地域包括支援センターとしての役割

基幹型地域包括支援センターとして、各地域包括支援センター間の総合調整、関係機関とのネットワーク構築等、高齢者が地域において自立した日常生活を送れるよう、サービスの向上に努めます。

(2) 地域包括支援センターの連携

毎月3か所の地域包括支援センター管理者等による定例会を開催します。定例会では情報の共有、共通の課題解決、安曇野市の地域包括支援センターのあり方等について検討を行い、円滑な地域包括支援センターの運営に努めます。

令和4年度 北部地域包括支援センター事業計画書

【令和4年度目標】

安曇野市が推進する「安曇野市地域包括ケアシステム」の構築に積極的に寄与するため、地域ケア会議を基礎として、自立支援・介護予防に関する「自立支援型個別ケア会議」を実施し、地域包括支援ネットワークを更に広げていきます。また「認知症施策の推進」「生活支援整備体制事業との連携」の2つの重点施策についても積極的に事業展開していきます。

1. 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント

- ・「介護予防・日常生活支援総合事業」の展開に当たり、関係機関との情報共有並びに連携を更に図ります。
- ・高齢者自身が自らの選択により介護予防、日常生活支援を目的として、地域での自立した生活を送ることができるよう必要な援助を行います。

(2) 総合相談支援業務

- ・相談者の主訴を的確に見極め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的に支援します。
- ・地域課題の発見につながる相談案件の場合は、社協地域福祉課や関係機関と課題共有し、関係する会議においても課題提案します。

(3) 権利擁護業務

- ・高齢者虐待や困難な案件に対し、中央地域包括支援センターや市所管課との連携を強化します。
- ・消費者被害については訪問時に情報提供を行い、被害防止の啓発活動に努めます。
- ・ケースマネジメントを職員間で共有、研鑽します。また関係する研修会には積極的に参加します。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・高齢者が介護保険をはじめとする様々な事業を適切に利用できるように、医療、介護、行政等の関係機関との連携や多職種の協働により、介護支援専門員が主体的にマネジメントできるよう、後方・側面的支援を行います。

2. 重点的に取り組むべき事項

(1) 認知症施策の推進

- ・令和3年3月に改訂した「認知症ガイドブック」の活用や、認知症サポーター養成講座の講師を積極的に務めることで、認知症に対する市民の理解を深めるための活動を行います。
- ・昨年度、地域ケア連携会議において見直しを行った「認知症見守りネットワーク事業」のチラシと手順シートの普及に努め、地域全体で見守るためのネットワークづくりと関係機関との連携強化を更に図ります。

(2) 生活支援体制整備事業との連携

- ・この事業の核となる協議体会議に今後も参加し、地域生活課題の解決に向けて、生活支援コーディネーターと連携しながら、地域包括支援ネットワークの構築に寄与できるよう努めます。

(3) 地域ケア個別会議を基礎としたネットワークづくり

- ・地域ケア個別会議を開催し、地域課題の検討に併せて関係機関のネットワーク構築を促します。
- ・当該会議開催にあたり、近隣住民や地域団体への参加を促し、一緒に課題解決の方法を探ります。
- ・個別ケースから地域課題を抽出し、さらに地域ケア連携会議の中で、解決方法の提案や成功例の事案の

収集・情報提供を行っていきます。-

3. 地域の実状に応じた取り組み

- ・穂高地域は近くに住む親族がいない人の割合が比較的高いこと、高齢者の除雪やゴミ出し、買い物や通院時の移動手段不足などが課題にあげられます。介護保険サービスだけでは対応できないケースも多いため、地域のインフォーマルサービスの必要性をさらに地域の皆様に広げていくことが重要になります。地域のつなぎ役として既存の取り組みや通いの場での活動、昨年白金地区で始まったような区独自の支え合い制度などを把握し、必要な皆様にお伝えできるように努めていきます。

4. その他全体的な取り組み

- ・自立支援・介護予防に関する自立支援型個別ケア会議を実施します。会議の参加者が多職種の専門的な視点に基づく助言を通じて、自立に資するケアマネジメントの視点やサービス等の提供に関する知識・技術を習得できることを目指します。

【令和4年度目標】

安曇野市が推進する「安曇野市地域包括ケアシステム」の構築に積極的に寄与するため、地域ケア会議を基礎として、自立支援・介護予防に関する「自立支援型個別ケア会議」を実施し、地域包括支援ネットワークを更に広げて行きます。また「認知症施策の推進」「生活支援体制整備事業との連携」の2つの重点施策についても積極的に事業展開していきます。

1. 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント

- ・「介護予防・日常生活支援総合事業」の展開に当たり、関係機関との情報共有並びに連携を更に図ります。
- ・高齢者自身が自らの選択により介護予防、日常生活支援を目的として、地域での自立した生活を送ることができるよう必要な援助を行います。

(2) 総合相談支援業務

- ・相談者の主訴を的確に見極め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的に支援します。
- ・地域課題の発見につながる相談案件の場合は、社協地域福祉課や関係機関と課題共有し、関係する会議においても課題提案します。

(3) 権利擁護業務

- ・高齢者虐待や困難な案件に対し、中央地域包括支援センターや市所管課との連携を強化します。
- ・消費者被害については訪問時に情報提供を行い、被害防止の啓発に努めます。
- ・ケースマネジメントを職員間で共有、研鑽します。また関係する研修会には積極的に参加します。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・高齢者が介護保険をはじめとする様々な事業を適切に利用できるように、医療、介護、行政等の関係機関との連携や多職種の協働により、介護支援専門員が主体的にマネジメントできるよう、後方・側面的支援を行います。

2. 重点的に取り組むべき事項

(1) 認知症施策の推進

- ・令和3年3月に改訂した「認知症ガイドブック」の活用や、認知症サポーター養成講座の講師を積極的に務めることで、認知症に対する市民の理解を深めるための活動を行います。
- ・昨年度、地域ケア連携会議において見直しを行った「認知症見守りネットワーク事業」のチラシと手順シートの普及に努め、地域全体で見守るためのネットワークづくりと関係機関との連携を更に図ります。

(2) 生活支援体制整備事業との連携

- ・この事業の核となる協議体会議に今後も参加し、地域生活課題の解決に向けて、生活支援コーディネーターと連携しながら、地域包括支援ネットワークの構築に寄与できるよう努めます。

(3) 地域ケア個別会議を基礎としたネットワークづくり

- ・地域ケア個別会議を開催し、地域課題の検討に併せて関係機関のネットワーク構築を促します。
- ・当該会議開催にあたり、近隣住民や地域団体への参加を依頼し、一緒に課題解決の方法を探ります。
- ・個別ケースから地域課題を抽出し、さらに地域ケア連携会議の中で、解決方法の提案や成功例の事案の収集・情報提供を行っていきます。

3. 地域の実状に応じた取り組み

- ・三郷地域は閉じこもり傾向にある高齢者が比較的多く、堀金地域は閉じこもりの傾向の人が少なく外出頻度が高い傾向があります。両地域とも生活支援体制整備事業協議体とも連携し、高齢者が魅力を感じるような通いの場の活性化協力や情報提供をや高齢者の更なる活躍の場、常設の居場所の検討等、介護事業所や地域住民との連携を図って進めてまいります。

4. その他全体的な取り組み

- ・認知症の人やその家族が、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができるようコミュニケーションをとりながら思いやりを持ってサポートしていきます。
- ・自立支援、介護予防に関する自立支援型個別ケア会議を実施します。会議の参加者が他職種の専門的な視点に基づく助言を通じて、自立に資するケアマネジメントの視点やサービス等の提供に関する知識・技術を習得できることを目指します。

令和4年度安曇野市中央地域包括支援センター収支予算について

1 地域包括支援センター運営事業

(1) 歳入

(単位：円)

	財 源 内 訳	説 明	金 額
歳 入	国庫補助 (38.5%)	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	31,234,000
	県補助金 (19.25%)	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	15,617,000
	一般会計繰り入れ (19.25%)	地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	15,617,000
	第1号保険料 (23.0%)	第1号被保険者保険料 (包括的支援事業・任意事業)	18,660,000
計			81,128,000

(2) 歳出

地域包括支援センター運営事業 (事業コード 3103100)

(款) 03 地域支援事業 (項) 02 包括的支援事業・任意事業費

(目) 01 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費

(単位：円)

	区 分	説 明	金 額	
歳 出	01	報酬	委員等報酬 (介護保険等運営協議会)	168,000
			会計年度任用職員報酬	9,675,000
	02	給料	一般職	11,855,000
	03	職員手当等	職員諸手当	5,684,000
			期末手当 (会計年度任用職員)	2,024,000
	04	共済費	職員共済組合納付金	3,699,000
			公務災害	28,000
	07	報償費	講師謝礼	90,000
	08	旅費	研修旅費	57,000
			旅費 (会計年度任用職員)	237,000
	10	需用費	事務用品・図書	145,000
			自動車燃料費 (公用車)	166,000
	11	役務費	賠償責任保険料	24,000
	12	委託料	地域包括支援センター事務事業委託料 (北部・南部)	44,650,000
	13	使用料及び賃借料	パソコン借上料 (北部)	271,000
			自動車借上料 (中央)	480,000
	18	負担金補助及び交付金	主任介護支援専門員更新研修外	353,000
			退職手当負担金	1,495,000
		職員互助会負担金	27,000	
計			81,128,000	

2 介護サービス事業費

(1) 歳入

介護予防サービス計画費収入 (事業コード 3100117)

(款) 06 サービス収入 (項) 01 介護予防給付費収入

(目) 01 介護予防居宅サービス収入 (節) 01 介護予防サービス計画費収入

(単位: 円)

	財 源 内 訳	説 明	金 額
歳入	介護予防サービス 計画費収入	(新規) 10,380 円× 150 件= 1,557,000 円 (継続) 4,380 円×4,611 件=20,196,180 円	21,755,000
計			21,755,000

(2) 歳出

介護予防サービス事業費 (事業コード 3104010)

(款) 04 介護サービス事業費 (項) 01 介護予防支援事業

(目) 01 介護予防支援事業

(単位: 円)

	区 分		説 明	金 額
歳出	12	委託料	介護予防マネジメント業務 事務事業委託料 (中央) (新規) 10,250 円× 150 件= 1,537,500 円 (継続) 4,250 円×4,757 件=20,217,250 円	21,755,000
計				21,755,000

3 介護予防ケアマネジメント事業

(1) 歳入

(単位: 円)

	財 源 内 訳	説 明	金 額
歳入	国庫補助 (24.5%)	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業) 総合事業現年度分調整交付金	6,989,000
	支払基金交付金 (27.0%)	支払基金支援交付金現年度分	7,703,000
	県補助金 (12.5%)	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	3,566,000
	一般会計繰り入れ (12.5%)	地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	3,566,000
	第1号保険料 (23.5%)	第1号被保険者保険料 (介護予防・日常生活支援総合事業)	6,709,000
計			28,533,000

(2) 歳出

介護予防ケアマネジメント事業 (事業コード 3103060)

(款) 03 地域支援事業 (項) 03 介護予防・日常生活支援総合事業

(目) 01 介護予防・日常生活支援事業

(単位：円)

	区 分		説 明	金 額
歳 出	01	報酬	会計年度任用職員報酬	2,419,000
	03	職員手当等	会計年度任用職員諸手当	506,000
	08	旅費	会計年度任用職員通勤費	51,000
	12	委託料	介護予防ケアマネジメント業務 事務事業委託料（総合事業：中央） （新規）10,250円×70件＝717,500円 （継続）4,250円×1,940件＝8,245,000円	8,963,000
			介護予防ケアマネジメント業務 事務事業委託料（総合事業：委託分） サービスC委託料 （新規）10,250円×15件＝153,750円 （継続）4,250円×20人×6か月＝510,000円	664,000
18	負担金	介護予防ケアマネジメント業務 （総合事業：北部・南部） （新規）10,380円×100件＝1,038,000円 （継続）4,380円×3,400件＝14,892,000円	15,930,000	
計			28,533,000	

令和4年度 安曇野市北部地域包括支援センター 予算

1 歳 入

科 目	歳 入 (単位：円)	摘 要 (単位：円)
委託料	23,650,000	安曇野市からの委託料
介護予防支援介護	17,449,000	
介護予防・日常生活支援総合事業収入	7,253,000	
法人会計より繰入	1,484,000	
合 計	49,836,000	

2 歳 出

区 分	歳 出 (単位：円)	摘 要 (単位：円)
給料 (臨時職員賃金含む)	19,061,000	職員7名 (パート職員1名、派遣職員案分含む)
職員手当	5,423,000	通勤手当、賞与、資格手当、扶養手当
共済費	5,203,000	法定福利費、退職年金、退職掛金繰入金 厚生会、健康診断
人件費小計	29,687,000	
報償費	56,000	講師謝礼、会議費
旅費・研修費	312,000	実務研修、職員研修
需用費	817,000	消耗品、車両燃料費、渉外費、諸会費、
業務委託料	16,823,000	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント委託プラン料
役務費	656,000	通信運搬費、印刷製本費、
賃借料	543,000	コピー機、車両4台
管理経費	147,000	穂高支所按分
損害保険料	102,000	保険料、
会計間繰入金	693,000	法人本部経費
管理費小計	20,149,000	
合 計	49,836,000	

令和4年度 安曇野市南部地域包括支援センター 予算

1 歳 入

科 目	歳 入 (単位：円)	摘 要 (単位：円)
委託料	21,000,000	安曇野市からの委託料
介護予防支援介護料収入	12,088,000	
介護予防・日常生活支援総合事業収入	7,095,000	
合 計	40,183,000	

2 歳 出

区 分	歳 出 (単位：円)	摘 要 (単位：円)
給料 (臨時職員賃金含む)	15,439,000	職員6名 (パート職員2名、派遣職員案分含む)
職員手当	4,937,000	通勤手当、賞与、資格手当、扶養手当
共済費	3,941,000	法定福利費、退職年金、退職掛金繰入金 厚生会、健康診断
人件費小計	24,317,000	
報償費	46,000	講師謝礼、会議費
旅費・研修費	128,000	実務研修、職員研修
需用費	408,000	消耗品、車両燃料費、渉外費、諸会費、
業務委託料	13,170,000	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント委託プラン料
役務費	549,000	通信運搬費、印刷製本費、
賃借料	580,000	コピー機、車両3台
管理経費	150,000	三郷支所按分
損害保険料	79,000	保険料、
備品費	21,000	
会計間繰入金	594,000	法人本部経費
予備費	141,000	
管理費小計	15,866,000	
合 計	40,183,000	